

役員等の報酬等に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人中城村社会福祉協議会（以下「本会」という。）の定款第25条の規定に基づき、役員等の報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものである。

(役員等)

第2条 この規程において、役員等とは、理事及び監事をいう。

(報酬等の支給)

第3条 会長、副会長には、別表1の通り報酬を支給する。

2 理事及び監事については、報酬を支給しないこととし、別表2のとおり費用を弁償する。

(公表)

第4条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第5条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第6条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定めるものとする。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

別表1 会長、副会長の報酬

会 長	月額	40,000円
副会長	月額	20,000円

別表2 理事、監事の費用弁償額

理事会への出席	1回	2,000円
監査業務	1回	5,000円